

平成 28 年 10 月 17 日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部
部長 堀江 裕 様

NPO法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会
(略称：全Aネット)
理事長 久保寺一男

就労継続支援 A 型事業における要望について

障害者総合支援法の一部が改正されました。30 年度の単価改定に向け、具体的な制度変更案が検討されると思います。就労継続支援 A 型事業の現状に関しましては、最賃を支払うことが難しい仕事を提供している事業所（サービス報酬費を賃金に充当することを運営の基本としている）や、短時間労働を運営の基本としている（4 時間労働、5 時間サービス時間）事業所など多くの問題・課題があります。

一方、一般企業の障害者雇用の合理的配慮が義務化され、今後益々一般就労の機会が増えると予想されます。しかし労働者として企業ニーズに応えていける人たちばかりではありません。A 型事業の存在意義は、一般就労と福祉的就労との間に位置する「中間的就労」として機能し、保護雇用としての継続就労の可能性を有していることと認識しています。

全 A ネットとしましては、A 型事業をより健全な事業運営とするために、下記の要望をいたしますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

なお全 A ネットでは平成 27 年度にヤマト福祉財団のご協力を得て、A 型事業の実態調査とチェックリスト試行調査を予備的に実施いたしました。今後、本格調査を実施予定であります。つきましては実態調査に関して、厚生労働省のご支援を併せてお願い申し上げます。

1. 昨年 9 月 8 日付障障発 0908 第 1 号の通達後も、一部県では A 型事業所が増えていきます。増えること自体は雇用の場が増えることで良いのですが、悪しき A 型に結び付くような計画は認可すべきではなく、厳密な審査をお願いします。また実施指導において、不備があった場合、指導監査に切り替えるとなっています。実施指導時、書類等の不備はないにしても明らかに給与に見合う仕事内容でない場合、指導監査にて状況を把握、指摘いただくよう地方自治体へのご指導をお願いします。

2. 原則、暫定支給決定にするとの指導ではありますが、一律実施を絶対方針とする市町村が多くあります。利用までの期間が充分であり、アセスメント等が入念にされている場合、あるいは一般就労に適合できず、速やかにA型を再利用する場合などがあり、それぞれ個別判断が必要であります。自立支援協議会での審査などの条件のもと柔軟的対応としていただくようお願いします。
3. 支給決定プロセスについては、計画相談(アセスメント・サービス等利用計画)と労働契約(労働条件)とは密接な関係がなければなりません。したがって利用前から福祉施策と労働施策が連携をとるような制度としていただきますようお願いします。
4. 労働局や障害者就業・生活支援センターにおいて、A型事業所と積極的に情報交換しようとしているところと、初めからA型事業所を相手にしていないところなどA型事業所への対応が都道府県によって大きく異なります。また障害当事者が求職のためにハローワークを訪問するときの対応について、ハローワークの担当者が求人登録しているA型事業所を紹介して、相談支援事業所が追認手続きするケースが多く見られます。ハローワークで受付けた時点で、相談支援事業所あるいは障害者就業・生活支援センターなどと連携を取り合い、同時に対応するシステムを要望します。地域間格差是正のため、至急就業安定局との調整をお願いします。